

Ⅲ 令和6年度消費者行政の実施計画

消費者を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展などにより、ますます変化し、消費者トラブルや消費者被害が複雑化・多様化しており、新たな手口の悪質商法も次々と発生している。また、近年では、SNSを通じた副業支援に関するトラブルが多発しているほか、インターネット等を通じた通信販売による定期購入トラブルも恒常的に発生している。

本市では、札幌市消費生活条例における消費者の権利の確立と自立支援の基本理念をもとに、令和5年3月に「第4次札幌市消費者基本計画」を策定し、『誰もが安全で安心できる消費生活の実現』『誰一人取り残さない消費者被害の救済』『自ら考え、判断し、行動する消費者となるための学びの機会の充実』を施策の柱として掲げ、それぞれ課題を解決するための施策を推進している。

1 予算の概要

令和7年度予算及び令和6年度予算との比較は以下のとおり。

(単位/千円)

項目	R7 予算額	R6 予算額	前年度増減	備考
消費生活対策費	183,742	171,523	12,219	
消費生活対策推進費	148,858	137,760	11,098	
消費者行政推進費	9,623	8,427	1,196	消費者行政に関する各種情報発信、消費生活審議会の運営等
消費者センター運営費	92,235	82,333	9,902	消費生活相談、物価に関する調査等
消費者行政活性化事業費	35,000	35,000	0	地方消費者行政活性化交付金を活用した消費者教育及び啓発の強化、教員や子育て事業関係者向け消費者教育講座の実施等
消費者被害防止ネットワーク事業費	12,000	12,000	0	各関係機関と連携して行う、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止等
計量検査事務費	34,884	33,763	1,121	
計量検査事務費	34,884	33,763	1,121	・計量器定期検査、立入検査 ・計量月間事業の実施 ・計量検査所の維持管理